

神葬祭から「招魂」へ

—京都東山靈明社における招魂の変遷—

はじめに

近年、首相の靖国神社参拝とそれに対する近隣国の批判をうけて、靖国神社とその前身である招魂社に関する研究がさかんになされるようになって来た。靖国神社は、鳥羽伏見の戦いから戊辰戦争の中で出た新政府側の戦死者を祭るために明治二年に設けられた神道式の葬祭施設であり、顕彰施設であり、創設当時は東京招魂社と名づけられた。ところが東京招魂社以前には、有志者が幕末の政争のうちに斃れた同志たちを独自に祭祀していた。その中で有名なもの一つに京都東山で行われた祭祀がある。はじめ神道葬祭場靈明社があったところで、幕末にいたって有志者による神葬祭が営まれた。また明治以後は京都招魂社として知られてもいる。

京都招魂社に関しては、これまでも靖国神社や招魂に関する研究のなかで言及されてきた。例えば小林健三・照沼好文両氏による『招魂社成立史の研究』^①、村上重良氏の『慰霊と招魂—靖国の思想—』^②の中で、幕末の私祭から東京招魂社に至る過程の一点として靈明社での招

魂祭や京都招魂社について触れられている。しかしながら、主に明治政府が出した法令をもとに、明治政府がどのようにして上から招魂社を作り上げていったか、という点に終始している。そのため、研究対象はほとんどが明治半ば以降の考察が中心となっている。それに対して、加藤隆久氏は『津和野教学の研究』「津和野教学と招魂」^③で、文久二年京都東山靈明社で津和野藩士の首唱によって執行された私祭の招魂祭と、翌三年祇園社境内に小祠を建てて行つた甲祭を特に取り上げ、その内容を紹介しておられる。同氏の研究によって、文久二年の招魂祭が招魂社の源流と評価されたが、靈明社そのものについては述べられていない。

こうしてみると、京都招魂社の土台となった靈明社が、どのようにして招魂に関するようになったのかという点や、また東京招魂社が完成して祭神が東京に合祀された後の京都招魂社がどのような扱いを受けていたのかという点に関しては研究が不十分であることがわかる。だが、靈明社での招魂祭が招魂の歴史の中で一つの画期となり、幕末の招魂において重要な位置を占めていることや、私祭であった靈山の招魂祭が維新後官祭へと変化していく事などを考えると、「近世の招魂」

今 村 あゆみ

から「近代の招魂」への変遷を見るにあたっては、京都招魂社の成立について詳しく見る必要がある。

本稿では、「霊明神社文書」とくに「慶応四年記録初秋改」を中心とし、霊明社を、①創始から二代目美平、三代目都平の神葬祭施設としての時期、②三代目都平の「志士の墓所」の時期、③明治維新以後の招魂社としての時期の三段階に分けて概観し、神葬祭墓所から招魂社への推移を追う。そうすることで、単なる神道葬祭施設であった霊明社がどのように志士の招魂にかかわるようになったのか、またどのような経緯をたどって官祭されるようになったのかを明らかにしたい。

一 神葬祭時代

霊明社、現在の霊明神社は、京都市東山区清閑寺霊山町に位置する。祭神は菊理媛尊、速玉男命、事解男命の三柱で、ほかに猿田彦命、武甕槌命、天鈿女命、経津主命を相殿として祭っている。京都護国神社の境内にあり、坂本竜馬、中岡慎太郎ら維新の志士の墓地として有名な霊山墓地は、その一部がかつて霊明社の墓地であり、それ以前には時宗正法寺の朱印地であった。

正法寺は時宗霊山派の本寺で、清閑寺霊山町、霊明神社の東手にある。伝教大師の開基であり、国阿上人（一三一四～一四〇五）が中興の祖とされている。国阿上人については、上人が伊勢神宮を信仰しており、たびたび神宮へ参宮していたが、あるとき参宮途中に、上人の慈悲心を試そうと死んだ女に化身していた天照大神に会い、その死骸

を葬って、死に触れた穢れのために参宮を中止しようとしていたところ、神のお告げがあつて予定通り参宮した、という伝承がある⁽⁴⁾。そのため正法寺は『都名所車』などにも「(国阿)上人つねに大神宮を信仰し月参ありしが道すがら何のさわりもなく下向あり去によつて都より参宮する人其前日霊山に参り上人の御影を拝して又伊勢参宮の時の杖ばかりをいただき道すがらのなんなきことを祈る⁽⁵⁾」と紹介され、伊勢参宮の前に参詣して道すがらの無事を祈るとよい、とされていた。

この国阿上人は、後小松天皇や足利義満の帰依をうけ、正法寺も盛時には数十の塔頭を抱えていたが、霊明社初代村上都愷がこの地に神道葬祭施設を創設したころにはかなり衰退していたよう⁽⁶⁾で、塔頭の中にはすでに無住となり、他の塔頭の兼帯となっているものもあった。明治三年（一八七〇）の調査によれば、正法寺の塔頭は霊山寺・清林庵・永寿院・切徳院・正智院・往生院・方廣庵・東光寺の八ヶ院にまで減少していたことがわかる。

霊明社の創設について、「霊明神社文書」は次のように述べている。

一當山神道墓所之来由之儀ハ文化六年ノ頃ナリシガ主殿寮ノ史生
ニ從六位日向目村上都捷ト云人若年ノ頃ヨリ国学ニ志シ深ク神
道ヲ厚ク尊敬シテ被居シガ死テ後ハ天張皆仏葬ニテ執行ヒスル
事何共遺憾千万ナリ

夫ヨリ段々ト種々工夫ヲ成テ御公儀ニモ出願被致シガ何分其頃
佛法未ダサカンナレバ中々以テ願六ツケ鋪キトコロヲイロク
ト申立漸々御聞置ニ相成其ヨリ當山ニテ地所千坪買取り吉田殿
許状ヲ以テ神道葬祭執行ヒヲ致シ候外追々同志之輩集ヒ来テ神

葬執行ヒ被致シガ文政初^元頃六十五歳ニシテ神去マス夫ヨリ
二代村上丹波美平ト申シ夫ヨリ三代迄相統候処ナリ

(靈明神社文書D-7 (9))

靈明社初代村上日向目^{くむやす}都愷は、江州彦根藩の生まれで美濃金森の村上右衛門方へ養子に行つたが、のち京都へ出て主殿寮の史生となつた。国学、神道に志が深く、諸国を巡つて神道教授をしているうちに神職となり、神職の者までもが仏葬を行つていた当時の状況を嘆き、同志の者と苦心して正法寺山内清林庵の地面を買い取つて神葬祭を始めたのが始まりである、といふのである。文化六年(一八〇九)のことであつた。東山靈山に神道葬祭施設を創設した後も、初代都愷は建仁寺新地池殿町に住居を構え、門人を集めては神道教授を行つていたようである。

文化六年八月三日、靈明社と正法寺は次の一札を交わした。

一札之事

一私前ニ譲リ受候靈山之内千五百坪有之候前以右之坪内五百坪松明殿若林陸奥守殿之神道墓所ニ請持セ置何角相濟有之候故亦々此度残り坪之内五百坪ニ而銀一貫目ニ相極メ其許へ請被持候当月金子請取応対ニ而此度手附与シテ金子二百匹慥ニ落手仕候然ル上者御勝手ニ其許五百坪者御開キ可被成候尤竹小木株ヲ勝手ニ可成候尤成就之上御頼有之候ハ、当寺ヲ寺請御町人差入可申候然シ宮請ニ而相濟候御町有之候ハ、何時ニ而も寺請取替可無之子細申間敷候扱又已後其元勿論御弟子社中邪道故年氣訪吊法事奉加々一切余不申候且又御出銀相濟候後此方々彼是間違之筋申出シ候節者一山寺院々急度相立可申候為後証依而如件

文化六年己巳八月三日

靈山正法寺山内

清林庵印

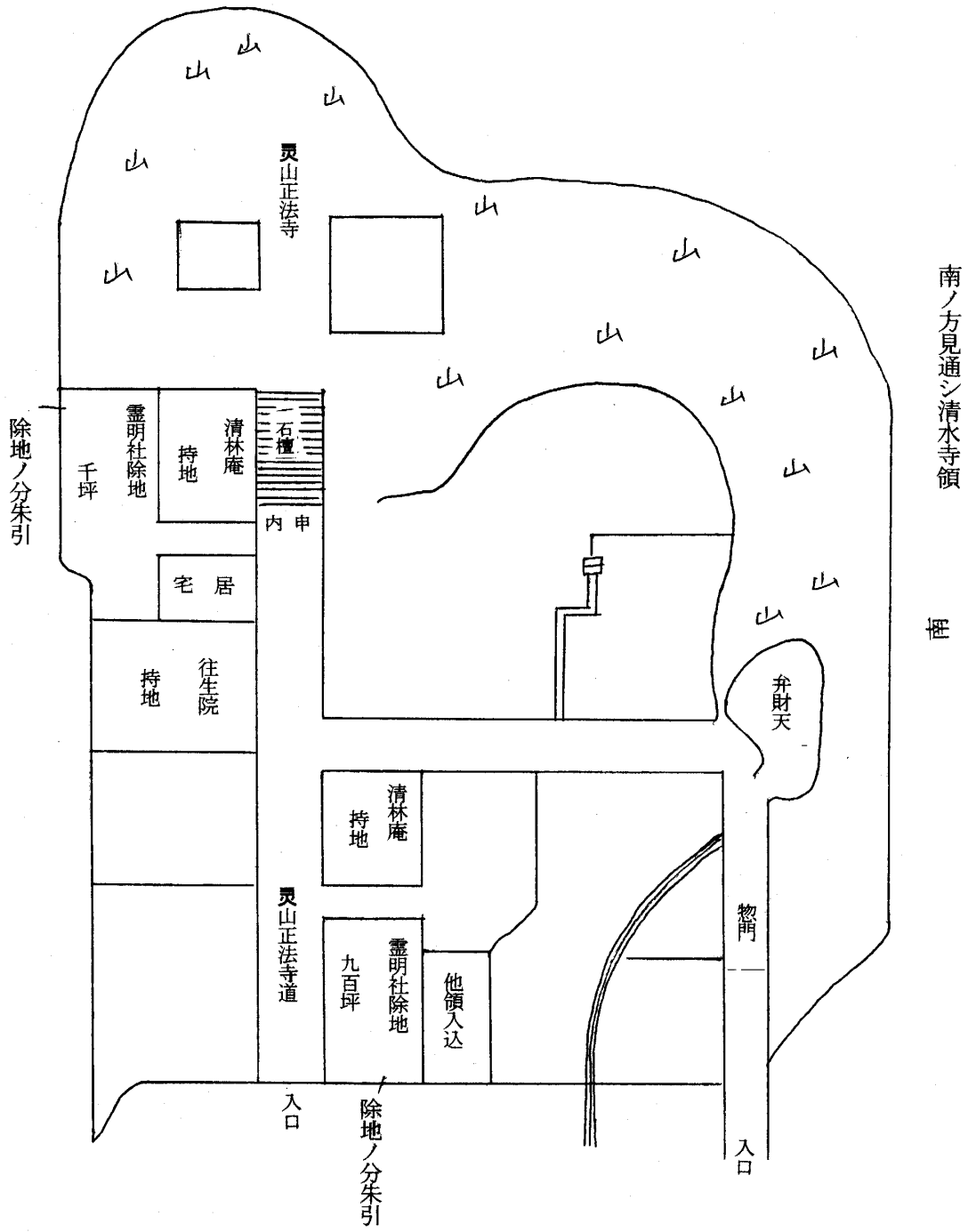
村上日向目殿

(靈明神社文書D-2 (8))「慶応四年記録初秋改」

この一札によつて正法寺塔頭の一つである清林庵は、本寺より譲り受けていた千五百坪のうち、まず五百坪を銀一貫で初代都愷に譲つた。また、「五百坪松明殿若林陸奥守殿之神道墓所ニ請持セ置何角相濟有之候」ともあることから、靈山において靈明社以前にも神葬祭が行われていたことがわかる。続いて文化九年(一八一二)五月には残りの五百坪も靈明社に譲り、靈明社の持ち地は千坪に拡大した。ただしこれらの土地は清林庵の朱印地であつたため、靈明社として買い取れることは実際にはできず、「永世請け持ち」とされておられ、そこで行われる神葬祭も、建前としては清林庵の行う時宗葬とされていた。そのため、靈明社社中の弟子も頼み寺を持たなければならず、頼み寺のない者については清林庵が檀那寺として宗旨請状を出し、死後は神葬祭を行う、という取り決めが、初代都愷と清林庵との間でなされていた。靈明社社主村上家も清林庵の宗旨請状を取つていた。初代都愷は、千坪の土地を清林庵から入手した後、神道吉田家から神葬祭免許を受けた。文化九年には、九月に神道信心の者であつた鮫屋忠兵衛に、靈明社請持の千坪の内から竪二間、横一間の二坪を、先祖代々の墓所とするため金一両で譲り渡している。

初代都愷が靈明社を主宰していた期間はそれほど長くなく、文政元年(一八一八)に死去し、二代目美平が靈明社を相続した。このとき、二代美平は、清林庵と先代との間に定められていた土地その他の

東



南ノ方見通シ清水寺領

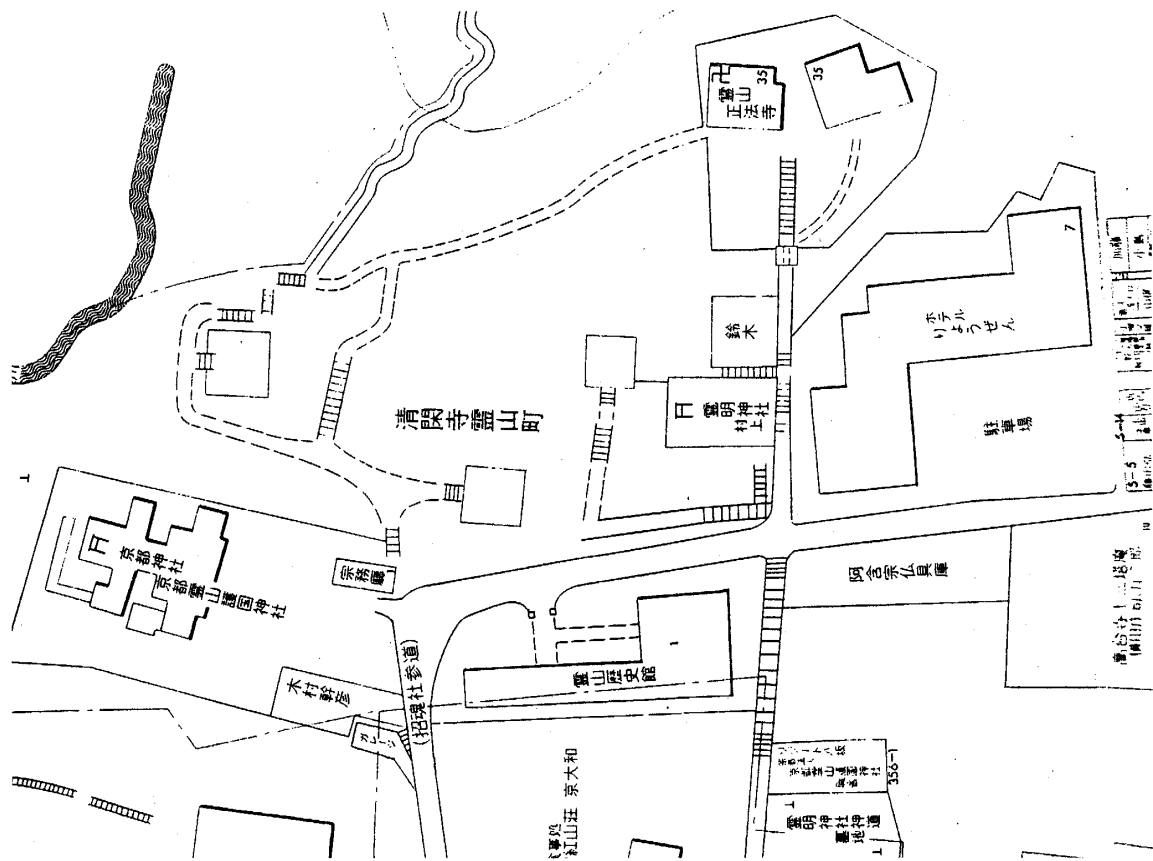
南

除地ノ分朱引

北

北ノ方見通シ高台寺領

西



事柄に関する種々の取り決めについて改めて証書を取り交わすことにより、正式に継目相続した。ただ、この頃は正法寺と霊明社との関係はうまくいっていなかったのか、「慶応四年記録初秋改」中の二代美平の履歴には、「先代ノ記録ニ神葬祭墓所ヲ開キ置レシナレドモ何分未ダ仏法サカンニシテ時ニ合ズ且ハ正法寺山内ヨリ時々勝手ケ間敷儀申出シ神道ノ葬リ事ヲサ、ヘンガタメ寺内ヨリ我意ヲ募リ苦心モ致サレシナレドモ何分前ニモ言フ勇氣ノ人ナレバ漸々是ヲサヘテ相続モ致サレシモノナリ中々ニモ初ヨリ二世三世迄ハ霊明社甚々苦心多ク然レ共後世神国ノ道ニモ立帰ラン事ヲ祈リ種々心ヲ苦シテ相続仕来シ候」と述べられている。初代都愷が神道吉田家より得た神葬祭許状は永世免許ではなかったため、二代美平は文政三年（一八二〇）に改めて吉田家より神葬祭許状を受けた。二代目が神葬祭許状を受けたことについて、「霊明神社記録」には、

當霊明社ニ於テ神葬式執行之儀者御政府御掟法ニ基キ霊山清林庵ノ宗旨請状ヲ要求シ文化六年巳八月三日其約定ヲ結ビ以テ神葬式執行スト雖モ当時猶佛教盛ニシテ佛葬祭ヲ用ヒサル者ハ御政府ニ於テ切支丹及ヒ邪教ト同視セラルノ時勢故ニ当時神及社家ト雖モ佛葬ヲ用ユ況ヤ譜通神道尊信之輩ヲ葬ムルニ於テヤ是ニ於テ當霊明社神葬式ノ公明ナラン事ヲ欲シ文政三年辰八月神祇管領吉田殿家ノ神葬式許状ヲ受ク

（霊明神社文書D—6（1）「霊明神社記録」）

とあり、仏葬が主流であった当時において、神葬祭施設として神道葬祭の公明たるべき志を掲げていたと説明されており、村上家による神葬祭も、当時盛んになりつつあった神葬祭運動のひとつであったこと

がわかる。また、初代都愷も吉田家より神葬祭許状をうけていたのだが、「靈明神社記録」に、二代美平が神葬祭免許をとったことを「靈明社神葬式ノ公明ナラン事ヲ欲シ」と書かれている点、さらに、初代都愷の宗教的活動に関する記述が靈明社文書の史料中に少ないことを考えると、初代都愷は「神職としての靈明社初代」という立場もさることながら、靈明社という組織の創始者という認識が大きく、神葬祭という宗教活動に力を注いだのは、むしろ二代美平からだっただろう。文政三年には、二代美平が神葬祭許状をとったのを受けて、清林庵の檀家となっている靈明社の門人が神葬祭を行うことについて、清林庵から違乱申し立てることはしない、という証書を清林庵が神道吉田家に差し出している。

文政六年（一八二三）になり、「慶応四年初秋改 記録」に「文政之頃吉田殿へ御門人とナリシハ公儀ヨリ神職神道葬抔致シ候義何歟紛ラハシク相聞へ候風聞有之候ニ付此等ノ子細ニヨリテ吉家之許状相請候事ニ承り候」とあるように、靈山正法寺に朱印地における葬式の実際について幕府から指摘をうけたため、初めて吉田家の門人となった。ここから、表向き時宗葬の建前をとっていたとはいえ、神葬祭を行ってることが一般にも知られていたことが窺える。二代美平も、父都愷と同じく、門人らに神道教授を行っていた。ただ、初代都愷・二代美平の時代については、具体的な神葬祭に関する記録は残っていない。

天保十四年（一八四四）、二代美平が五十四歳で死去し、その次男丹波都栄が三代目として二十三歳で靈明社を相続した。この時も、二代美平の時と同様、吉田家から三代都栄が神葬祭許状を受け、清林庵

からは吉田家に、靈山で神葬祭をする上で何の差し支えもない旨証札を出した。その神葬祭許状が次の史料である。

同（吉田御殿）神道葬祭之許状

其祖父日向目請持来候洛東靈山正法寺山内清林庵地面江 御当家神道葬祭御免許有之候職分之輩神祇道帰依之御門弟之輩神葬祭之儀清林庵より一札差出シ候ニ付於本所御聞置候然ル上者其許引請夫々葬祭式執行可有之候尤御当家随從之外葬祭式執行之事不容易義ニ候間此段永世心得違無之様可被相心得者也

神祇管領

吉田殿家

天保十四卯年

十二月

大取締役所

村上丹波殿へ

（靈明社文書D-12（8）「慶応四年記録初秋改」カッコ内筆者）
こうした証札のやり取りは、靈明社の代替わりの度ごとに行う決まりとなっていたのであるが、三代都栄の代替わりの際、「神道葬祭之許状」の中に「永世心得違無之様」とあるように、神葬祭許状は永世免許とされ、それに伴い清林庵から吉田家へ差し出す証札も以後の取り交わしは不要となった。この神葬祭許状は、日付が三代都栄の継目相続時となっているが、この頃は吉田家に何か差し支えのことがあり、実際には安政二年（一八五五）になってようやく許状が吉田家によって正式に認められた。三代都栄の時代は靈明社の最盛期であり、靈明社が招魂とかかわりをもったのも彼の代からであった。

さてこれまで、神職村上家は建仁寺新地池殿町に住居を構えてお

り、霊山の霊明社請持地には、住居はおろか拝殿もなかったのであるが、弘化三年（一八四六）、次の手順で屋敷の普請を行った。まずこの土地が正法寺塔頭清林庵の朱印地であって、寺院以外の建物の建設が禁じられていたため、絵図面を添えて清林庵の名前で奉行所に普請願いを出し、建物の持主が清林庵であるという体裁を整えた。そして翌年六月、その建物を霊明社は清林庵から銀六貫五百目で譲り受けた。この建物は、もと四帖半一間、三帖二間だけの墓守小屋であったものを、破損がひどいとして取り壊し、梁行北三間南二間、桁行西五間東三間半の建物に便所や物入れ、縁などをつけたものである。この普請は嘉永二年（一八四九）二月には完成し、京都町奉行の与力・同心らの見分があった。このとき霊明社門人である、寺町仏光寺の井筒屋八藏、四条柳馬場の鮫屋忠兵衛、西洞院松原の菱屋半兵衛らが、取り持ち方として役人の接待役を務めている。あれこれと体裁を繕って、神葬施設霊明社がその建物を使うのだということは知られていたのである。

嘉永二年九月、霊明社は永寿院が支配していた往生院の地面九百坪を買い取り、さらに墓地を広げた。この土地については、樽代金十三両という取り決めであったが、その金を工面するのが難しかったため、三代都栄は社中世話方井筒屋八藏・大文字屋治兵衛・菱屋半兵衛の三人を集めて説得し、さらに鮫屋忠兵衛の働きかけもあって、ようやく菱屋半兵衛の出した金十両で土地を買得した。後に、霊明社はさらに二両を支払い、計十二両で皆済とされている。永寿院から譲り受けたこの土地は、先の清林庵よりの請持地とは地続きになっておらず、霊明社は二ヶ所の墓地を持つこととなった。この墓地は現在も霊

明社の墓地として残っている。

「霊明神社文書」によれば、三代都栄の代になっての神葬祭に関する記録が一点あるが、それが次の史料である。

一札

一備中国加陽郡吉備津御供席桜井右源次与申人卒親類二相違無御座候然ル此度同人家内一統無據義二付上京 仕候処右源次母病氣二相成終二養生不相叶病死仕候然ル此桜井義者職分之義二付代々神葬宗門ニ御座候ニ付於 吉田様ニも万事御聞濟之上其許殿請持場所神道墓所江葬り呉度段相頼候ニ付此段御頼申上候処寺送り等之義御尋被成候得共右社家之義ニ候へ者左様之義者一切無御座候へ共右慥成人二紛無御座候ニ付其許殿御寺使僧相濟候上御取置可成下候尤親類一統外方も違乱妨申者一切無御座候自然後日紛敷杯与申者有之候歟猶又少シニ而も相違之筋御座候ハ、我等何国迄茂罷出急度埒明仕候而御寺始其許共江少シも御難相懸ケ申間敷候後日為念差入申一札依而如件

文久二壬戌年閏八月

富小路竹女町下ル住人

萬屋善七

請人 丹波屋佐兵衛

村上丹波殿

（霊明神社文書B—10（27））

これは上京していた神道宗門の者の母親が病死したために吉田家にも掛け合いの上、霊明社墓地に葬ってもらいたいという願い出である。このほか、同じように京都で死亡した神官らの葬祭を願う明治二年の一札が二通残されている。また、この一札を見ると、正法寺に対

する配慮も見られ、霊明社と正法寺の關係の深さもうかがい知ることが出来る。

初代都愷から三代都栄の前半までのこの期間、霊明社は神葬祭施設として、神道信心の者の葬祭を執行し、「子孫家縁のため」⁸墓地面を広げた。しかしながら、明治初頭に作られた「社中人名書」などと照らしあわせて考えてみて、門人はそれほど多くはなく、神葬祭を行うのもそう頻繁ではなかったように思われる。

二 志士の墓所時代

文久二年（一八六二）、靈山が清林庵より受け持っていた墓地に、大津遊学中に死去した長門清末藩の船越清藏守愚を埋葬したところから、霊明社は「志士の墓所」という側面を持ち始める。

船越清藏は、清末藩の国学者で、文久二年閏八月大津のあたりに遊学していたが、病にかかり死亡したため、竹御所の吉田玄番という人物が霊明社に登山し、勤王の人であった船越清藏の墓地として招魂の塚を築きたいと掛け合い、墓所を設けた。霊明社では神社の由緒を述べる際には、必ずと言ってよいほど文化六年の創始の次に、この文久二年の吉田玄番による船越清藏の祭祀に言及し、「精義ノ神靈ノ祭り初メ也」と述べて、霊明社の画期として重要視し、霊明社と後の招魂につながる志士の埋葬との關係を強調している。

この後吉田玄番は霊明社をあれこれ引き立てて、翌文久三年、長州藩王親子が在京中に藩中に死者が出たときにも霊明社に埋葬し、これらを契機として霊明社に勤王有志の者の埋葬を行うようになった。明

治二年（一八六九）の土佐藩招魂社建立の際にも、「河原町四条上ル菊屋安兵衛者土州御屋敷出入ノ書林ナリ元ヨリ有志ノ人ニテ諸事御屋敷御用承ル人ナリ此度ノ儀モ万端周旋シテ神靈社出来ス」⁹とあって、やはり周旋人の存在が確認できる。地方から上京してきた各藩の志士の埋葬に関しては、このような周旋人の存在が結構大きかったのかもしれない。

船越清藏の埋葬の約一カ月後、はじめての招魂祭が霊明社で行われた。津和野藩士福羽美静、同藩士大谷秀実、萩藩士世良利貞、近江藩士西川吉輔、京都の長尾郁三郎らが中心となり、神祇伯白川家の古川躬行を祭主として行ったものである。この祭祀には以上六人の他、吉田玄番を含む、当時在京していた各藩の藩士六十人が参加した。この私祭では「安政の大獄以降の国事殉難者を祀る」とされたのみで、特に祭神の明記はなかった。しかしそれまで各藩がそれぞれ独自に行っていた戦死者祭祀とは異なり、祀る側・祀られる側双方共に藩という境界線を越えたところに意味があり、後の招魂社の源流と言える。このときは、霊明社は志士の墓地として祭祀の場所を提供した。¹⁰

元治元年（一八六四）七月、禁門の変が起こり、多数の死者を出した。このとき、勤王の志士が捕縛されたり、京都の長州出入りの諸商人が召し捕られて、幕府の糾明を受けたりしたため、長州藩士を始めとする志士を埋葬していた霊明社でも、関係する書類一切を地中に埋めるなど、さまざまに手配して幕府の沙汰を待った。しばらくして正法寺に対して長州藩士の埋葬のことについて尋問があり、霊明社は埋葬を行ったことを包み隠さず話し、さらに沙汰を待った。幸いにも霊明社はこのとき幕府の嫌疑を免れたが、後に会津藩の役人が五、六人

でやってきて、正法寺の役僧と永寿院の光山という二人の僧を捕らえ、正法寺役僧は獄中で死亡した。光山は十二月になって山内に預けられた。しかしこの二名が「長州ノ一義ニ不抱旧悪有リ」と言つたために、どこの者とも知れない浪士がたびたび神職村上宅に狼藉を働き、その上、会津藩から神道葬に關してさまざま示談を受けたのを引き受けなかつたことにたいしても乱暴なことがあつたために、三代都栄は一時的に靈明社を長男歳太郎に預け、自分自身は商人に身をやつして京都そのほか近国に隠伏して、鳥羽伏見の戦いまでの四年間を過ぎた。そのせいか、この間の靈明社についての史料は少ない。

文久二年の船越清藏の埋葬以後、靈明社は勤王の志士の墓所として存在していた。門人の神葬祭を行うだけでは立ち行きがたかつた靈明社は、志士の葬祭を行うことによつてその存在意義の一部を見出していたのではないか。しかしながら、この志士の埋葬については、船越清藏に招魂の塚を築いた、という他には記録はなく、あくまでも京都で死亡した志士たちを葬る場所となつた、ということである。

三 明治維新以後

明治元年（一八六八）になると、靈明社は再び変化し始める。まず閏四月、吉田家が門人配下を廃止したことから、吉田家許状によつて神葬祭を執行していた靈明社は、弁事役所に神葬祭墓地を仰せ付けられるようお願いした。翌五月には神職を認められ、それまで神葬祭をしながらかも時宗正法寺塔頭の朱印地であつた墓地を改めて神葬祭墓所として除地の扱いを認められた。¹¹

このとき以降靈明社は正法寺との關係を絶とうとする。まず、初代都愷以来三代にわたつて神職を務めながら清林庵檀家として人別を出しているのは遺憾である、また社中の者も清林庵檀家のままでは都合であるとして、門人が邪宗門でないことを靈明社が保証した上で、それぞれの町から神道で人別を出してもよいかという伺いを京都府に對して出した。それに対して京都府は「神道葬祭之儀追テ御規則相立候上其節御沙汰可有之夫迄之処申出之通相心得邪宗ニ無之血誓致せ候上相改メ候書付京都府江差出シ可申事¹²」という付紙を先の願書につけ、三代都平と長男丹波歳太郎に對して下した。これにより、まず一回目の社中名前書として、生西大川西江入・奥澤玄碩、聖護院村・遠藤近江、松原広道西江入ル・松田儀十郎、九条殿御内・佐々木内匠、押小路御幸町西江入ル・澤山丹治、安井同前・松村志津磨、伏見街道・村上市正、寺町仏光寺上ル・井筒屋八藏、四条寺町西江入ル・大文字屋治兵衛、西洞院松原下ル・菱屋治助、東洞院四条上ル・豊後屋市兵衛、四条御旅町・奈良屋甚兵衛、御幸町¹³上ル・近江屋寅吉、姉小路小川西江入ル・城殿屋仁三郎、木屋町松原上ル・刀屋市次郎の十五人を出し、十二月にはその十五人のうち十一人の他、靈山下柘や・松本屋儀平、奈良屋直三郎、近江屋豊七、京柘屋幸三郎が改めて届けだされている。このうち奈良屋直三郎、近江屋豊七は、あるいはそれぞれ前の名前書の奈良屋甚兵衛、近江屋寅七と同一人物か、最初の名前書を作つた九月から次の十二月までの期間に死亡したのかもしれない。というのは、十二月の名前書には、九月の名前書にあつた奥澤玄碩と遠藤近江について、遠方へ出かけているので帰り次第調印させる、という趣旨の付紙があり、十二月の名前書には九月の名前書に署

名した者全員が再び名を連ねているはずと考えられるからである。明治元年のこのときには、靈明社の土地の取得などに尽力した鮫屋忠兵衛の名は見られない。明治三年にはさらに、上岡崎村黒谷門前・木村耕芸、富小路中町下ル上京廿二番組・志村文蔵、祇園金置町下京廿七番組・松田太三郎、小川一条下ル西江入ル革堂仲之町上京十一番組・植松固三郎、新丸田町孫橋上ル上京三十三番組・木原久蔵、浄福寺寺之内下ル上京一番組・鈴木伊助、寺町今出川下ル上京廿八番組・安摩やゑの四人が寺送りによって社中に加わった。奈良屋直三郎と甚兵衛、近江屋豊七と寅吉を別の人物として数えても、明治元年に門人がわずかに十九人しかいないのだから、靈明社の規模の小ささがうかがえようというものである。靈明社は経済的に相当苦しかったと思われる。また、二度目の社中名前書と同時に、村上家は初めて唯一神道で人別を出した。このときの村上家には当主常陸都平、妻つね、丹波歳太郎とみねの長男夫婦、常陸の次男周造と三男阿三郎、家来庄次、下男政吉と敬助、下女ふみの十一人が生活していた。

この年の十月には、村上家が神職として認められ、除地を仰せ付けられた上は、今後靈明社某と達してもらいたいという願いを出し、これも聞き届けられて靈明社を公称するようになる。

靈明社は組織として正法寺から離脱する一方、明治元年以降招魂との関りを深める。まず五月に太政官より、幕末の政争の中で命を落とした国事殉難者と、鳥羽伏見の戦いで降戊辰戦争での戦死者の祭祀を命じる二通の布告が出された。それが次のものである。

大政御一新之折柄賞罰ヲ正シ節義ヲ表シ天下之人心ヲ興起被遊度
既ニ豊太閤楠中將之精忠英邁 御追賞被 仰出候就テハ癸丑以來

唱義精忠天下ニ魁シテ国事ニ斃レ候諸士及草莽有志之輩冤枉罹禍者不少此等之所為親子之恩愛ヲ捨テ世襲之祿ニ離レ墳墓之地ヲ去リ櫛風沐雨四方ニ潜行シ専ラ旧幕府之失職ヲ憤怒シ死ヲ以テ哀訴或ハ摺紳家ヲ鼓舞シ或ハ諸侯門ニ説得シ出沒顯晦不厭萬苦竟ニ抛身命候者全ク名義ヲ明ニシ 皇運ヲ挽回セントノ至情ヨリ盡力スル處其志実ニ可嘉尚況ヤ国家ニ有大勲勞者争力湮滅ニ忍フ可シヤト被歎 思食候依之其志操ヲ天下ニ表シ且忠魂ヲ被慰度今般東山之佳域ニ祠宇ヲ設ケ右等之靈魂ヲ永ク合祀可被致旨被 仰出候猶天下之衆庶益節義ヲ貴ヒ可致奮勵様 御沙汰候事

當春伏見戦争以來引続東征各地之討伐ニ於テ忠奮戰死候者日夜山川ヲ跋涉シ風雨ニ暴露シ千辛萬苦邦家之為メ終ニ殞命候段深ク不憫ニ被 思食候最其忠敢義烈実ニ士道之標準タルヲ以テ 叡感之餘リ此度東山ニ於テ 新一一社ヲ御建立永ク其靈魂ヲ祭祀候様被 仰出候尚向後王事ニ身ヲ殲シ候輩速ニ合祀被為在候間天下一同此旨ヲ奉戴シ益可抽忠節且戰死之者等其藩主ニ於テモ厚ク御趣意ヲ可奉體認旨被 仰出候事

〔内閣官報局『法令全書 自慶応三年十月至明治元年十二月』

一八八七）

「今般東山之佳域ニ祠宇ヲ設ケ」、「此度東山ニ於テ新一一社ヲ御建立」とある通り、これら二通の太政官布告により、東山靈山の地に靈明社とは別の施設の創設が発令された。しかしこの後、江戸が東京と改称されて東京奠都が成り、明治二年（一八六九）六月には九段坂上に東京招魂社が創設されたため、東山に招魂社を造営する計画は沙汰

やみとなった。⁽¹⁴⁾

五月の太政官布告によつて靈山に招魂社の建設が始まつた後、三代都平は靈明社だけでなく、京都市内で行われた招魂祭にも神職として参加し始める。まず明治元年七月、長州招魂社落成に際して遷座式が行われ、三代都平が祭主となった。この遷座式には長州藩士六千四百人以上が参集したと「靈明神社記録」には記されている。十月二十三日には、同様に筑後藩の祭典も執行された。さらに十一月二十四日には因幡藩の招魂祭が大將軍の練兵場で行われている。この祭典にも三代都平が出張して祭主を務めた。因幡藩招魂祭には多数の兵士が参列し、大隊の練兵が賑やかに行われた。

「靈明神社記録」によると、靈明社における官祭招魂社の始めは明治元年十二月十五日に行われた京都府による祭祀である。この時には村井修理少進はじめ二十人を書上げ招魂祭を執行した。また翌年三月二十三日には、十二月十五日の祭祀に洩れたものとしてさらに飯田左馬、療病院六物空満、山本縫殿、川勝寛次、吉川庄吉、大福院百歩、高橋兵部権大輔、森寺若狹守、僧玄堂、僧素行、松本謙三郎、宮永良藏、宮津屋三郎兵衛の十三人の祭祀を同様に言い、これら三十三柱を祭神として京都府の招魂社が建設された。この後も、土佐藩祭典が行われ、明治元年京都府河東操練場で行われた招魂祭にも神官として参加した。

さらに、この二通の太政官布告の後者のものに「且戦死之者等其藩主ニ於テモ厚ク御趣意ヲ可奉體認旨被仰出候事」とあるのを受けて招魂社建設が各地で行われるが、志士の墓所を多数抱えた靈明社においても、墓域内およびその隣接地域に各藩の招魂社が設置され始める。

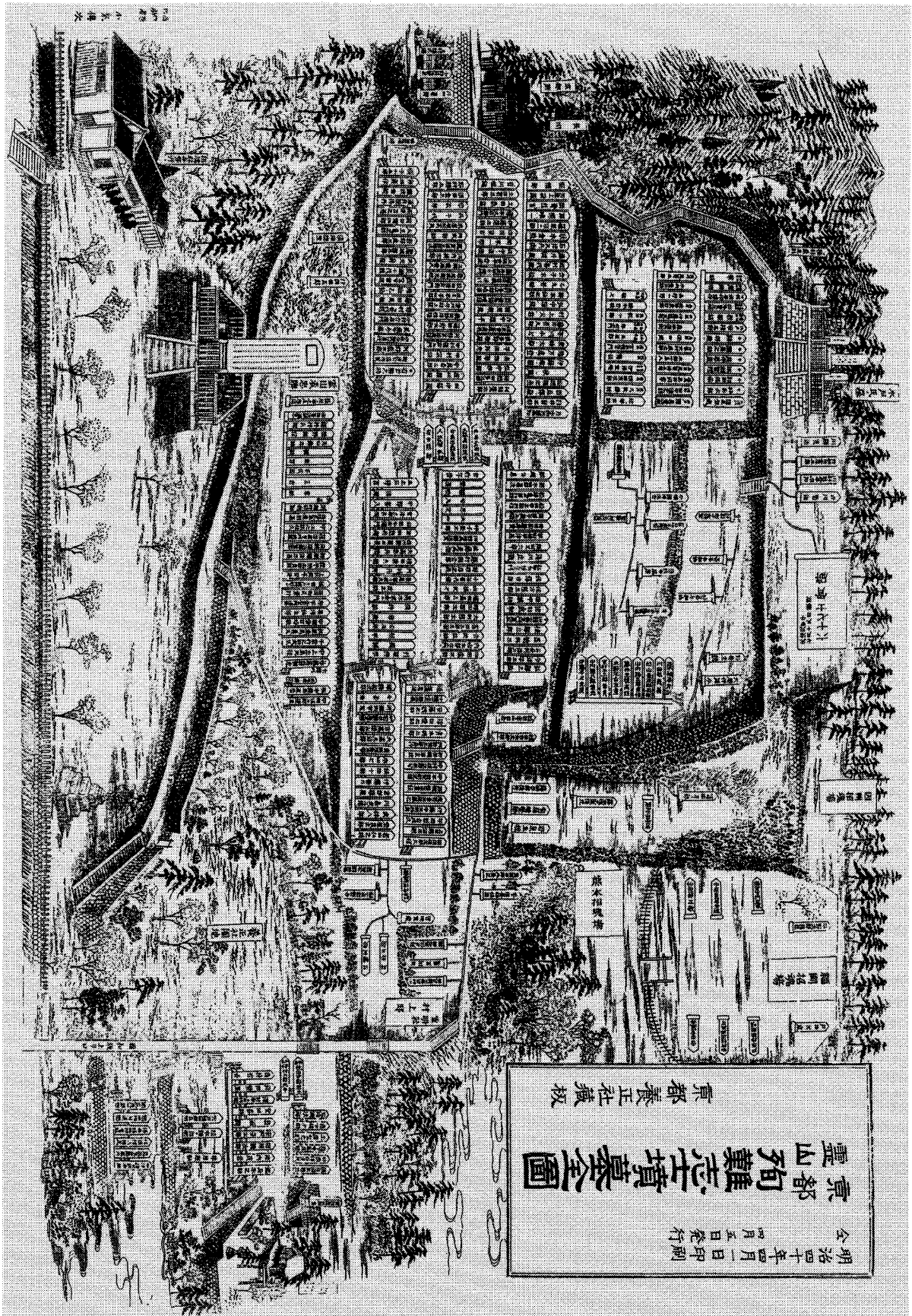
この場合の招魂社は、例えば土佐藩招魂社小宮の建設を願ひ出た口上書に、「今般当靈山北坂道南側ニ有之候当社余地ノ内ニ土佐屋敷之招魂場有之候処、此度同所地面之内江同藩有志神靈之小宮一社別紙書上之通取建度旨同屋敷ヨリ掛合有之候⁽¹⁵⁾」とあり、必ずしも拝殿となるような建物が必要ではなかつたことがわかる。⁽¹⁶⁾

はじめに小祠を建設したのは、やはり長州山口藩で、明治元年（一八六八）七月、清林庵より譲り受けていた二ヶ所の靈明社墓地のうち、東側にある墓地の北に隣接した高台寺領に建てられ、同月十九日に勧請された。それに続き明治二年三月二十一日京都府の招魂社が高台寺領長州藩永世請持地の内に、同年九月二十五日土佐高知招魂社がやはり東側の靈明社請持地に、明治三年（一八七〇）三月十九日筑前福岡藩招魂社が靈明社東側の除地の東、正法寺領の内へ、六月十二日因幡鳥取藩招魂社と同じく正法寺領内に、そして九月十一日に靈明社東側の除地内に肥後熊本藩招魂社が、それぞれ勧請された。これら各藩招魂社はすべて靈明社末社とされ、各藩招魂祭が行われる際には三代都平が神職として参加している。明治三年に至つて次の口上書が出され、末社であつた招魂社は兼帯社となつた。

乍恐以添書を奉願上候口上之覚

一 当十一月十三日社家一統御召出之節当山諸藩神靈社之儀御尋ニ付先般社籍等二者末社之趣ニ奉書上ケ置候ニ付其趣言上仕候へ共能々熟考仕候処右様ニ而者甚意味相違仕候様奉存候ニ付今般相改靈明社兼帯社と仕度尚早々社籍等モ相改度奉存候乍恐此段書取を以宜奉願上候以上

洛東靈山神主



京都養正社藏板
 京都 靈山殉難志士墳墓空圖
 明治四十年四月一日印刷
 四月五日發行

村上市之丞印

明治三庚午年十一月十九日

京都御政府

(靈明神社文書D—2 (8)「慶応四年記録初秋改」)

明治元年からの三年間はこのように、靈山にはいくつもの招魂社が設置され、また京都で行われたいくつもの招魂祭に都平が神職として参加するなど、靈明社は招魂と関わりを持つ。しかし「太政類典」を見ると「其後明治三年ノ頃ヨリ別段廉立テ祭典ト申程ノ事ハ執行無之」という記述があり、靈明神社文書中でも招魂祭の記録が少なくなっていることを考え合わせると、明治三年(一八七〇)に肥後熊本藩招魂社が建設されたころには靈明社でも招魂祭は廃れつつあったといえる。記録が一部散逸しているので確かなことはいえないが、兼帯社である各藩の招魂社の祭祀と管理を、明治八年(一八七五)の東京招魂社合祀に至るまで、ほそぼそと続けているというのが、靈明社と神職村上家の招魂の実情であったのであろう。

靈明社は幕末以来、志士の墓所としての性格を持ち、明治初頭には招魂との関係も深めたのだが、その土地もやがて靈明社から切り離される。まず明治四年(一八七一)一月五日、太政官は次の布告を発令し、第一次の社寺領上知を命じた。

諸国社寺由緒ノ有無ニ不拘朱印地除地等従前之通被下置候處各藩
版籍奉還之末社寺ノミ土地人民私有ノ姿ニ相成不相當ノ事ニ付今
度社寺領現在ノ境内ヲ除クノ外一般上知被 仰付追テ相當禄制相
定更ニ稟米ヲ以テ可下賜事 (後略)

(内閣官報局『法令全書 明治四年』一八八八)

京都府ではこれ以前の明治三年十一月、京都市内の社寺に対し、境内除地を地坪建坪ともに調べて差し出すようにと布告を出し、靈明社も雛形にそって次のように差し出した。

一 総地坪墓地

上下合テ正坪

一千百四十坪

右地坪之内

洛東靈山

一 三坪 仮社建坪

靈明社神主

一 二坪 同 物入

明治三庚午年十一月十日

村上市之丞印

一 三十坪 居宅坪

二分五厘

右之通相違無御座候以上

京都御政府御役所

(靈明神社文書D—2 (8)「慶応四年記録初秋改」)

ここで地坪が一四〇坪となっているのは、それまで山中のことで
屈曲が多く地境が不明だった靈明社墓地を、清林庵の役人も立ち会
いの下で調査したところ、清林庵からの千坪と往生院からの九百坪で
合計一九〇坪あるはずが、清林庵から受け持った東側の墓地が五五
九坪、往生院から受け持った西側の墓地が五八一坪で合計一一四〇坪
しかないことが明らかになったからである。この第一次社寺領調査に
対して、靈明社は次の伺いを出し、神道葬祭を続けたいという意向を
示した。

乍恐奉伺上候口上之覚

一 今般社家一統現在之地ヲ除之外除地上知之儀被 仰出御趣意之

通奉□候然ル処当社除地之儀者慶応四年五月 御一新二付右
繪図面通被 仰付冥加至極難有仕合ニ奉存候尤地所之儀者皆々
神葬祭場所ニ而総墓地ニ御座候ニ付如何相心得候而宜敷御座候
や乍恐此段奉伺上候以上

洛東靈山靈明社

村上都平印

明治四年辛未年二月三十日

京都御政府

御役所

〔□は判読不可能 靈明社文書D-2 (8)「慶応四年記録初秋改」
これに対して、少し間はあるが、翌年九月に京都府が靈明社除地を
見分し、これまで通りの神葬祭を続けることが許可された。これで靈
明社はその創設理念の通り、墓地で神葬祭を行う宗教施設として認め
られた。〕

明治七年（一八七四）、内務省達乙第十二号によって、戊辰戦争以
来の戦死者墳墓に官費支給のことが取り決められた。

戊辰己巳ノ際従軍殉国之者各所戦没之地等ニ於テ遺骸埋葬之墳墓
自今官費ヲ以テ修繕シ朽腐穢蕪無之様可致注意旨被仰出候間此旨
相達候事

但即今朽腐穢蕪等難耐久分ハ即修繕費用積並ニ後來每一ヶ年内
修繕掃除常費高無洩明細取調来ル四月三十 日限當省へ可伺出
尤右箇所無之向モ右日限迄ニ其旨可届出候事

明治七年二月十五日

内務卿木戸孝允

（京都府庁文書 明治七年二十四

〔明治七年^{宗廟}官国弊社 事件御達並往復留〕
靈明社も掃除費などを取調べ、東福寺や相国寺塔頭林光院などと
もに京都府から提出したが、このときには旧土佐藩土墳墓の掃除人足
費二円を届け出たのみで、他の招魂社などについては届けなかった。

翌年になって政府から京都府に対し、靈明社の官費支給の事について
「御管下靈山墓所ノ儀ニ付本月十日付御回答ノ趣致承知候然處癸丑以
来勤王ノ志厚ク唱義盡力非命ニ斃候者共ノ志操ヲ表シ忠魂ヲ被慰度東
山佳域ニ祠宇ヲ設ケ祭祀被行候旨去ル戊辰五月被仰出候未於御府故蔵
人所村井修理少進等ヲ始處土頼三樹等ノ輩士庶十数名合祀相成候處右
場所ノ儀今般常費金御調書ノ内ニ相見へ不申右ハ即今如何御取扱有之
候哉御問合及ヒ候」と掛け合い、靈明社は明治元年十二月十五日と二
年三月二十三日に京都府によって執行された祭典の子細を取調べて差
し出した。その結果、明治八年（一八七五）十月十日付の次の内務省
達によって官費が支給されることとなった。

京都府下東山靈祀ノ儀是迄修繕祭祀等官費支給ノ部ニ不差加趣右
ハ昨七年其省第十二号同第廿二号達各地設立ノ招魂場墳墓同様自
今官費ヲ以テ修繕祭祀等執行候様可致此旨相達候事

〔太政類典〕第二編第二百六十卷

このように官費の支給が政府によって検討されていたが、明治八年
一月十二日には太政官より次のような達が出されていた。

嘉永六年癸丑以来憂国慷慨ノ士皇運ノ挽回ヲ期シ未タ其志ヲ不遂
冤死致シ候者ノ靈魂戊辰年京都東山ニ祠宇ヲ設ケ祭祀被仰付候處
今般更ニ厚キ思召ヲ以テ東京招魂社へ合祀被仰出候条右東山配祀
ノ者及ヒ是迄各府憲招魂場ニ於テ祭祀執行来リ候者共ヲ始メ其余

戊辰以前旧藩々ニ於テ殉難死節ノ者其名湮滅シ未タ祭祀等ノ列ニ漏レ候者モ可有之候間篤ト穿鑿ヲ遂ケ無遺漏姓名取調可申出此旨相達候事

但東山靈祠及ヒ各地招魂場等ハ従前ノ通被据置候此旨可相心得

事（後略）

〔太政類典〕第二編第二百六十卷

これにより、靈明社および靈明社兼帯社の招魂社に祭祀されていた殉難志士は東京招魂社に合祀された。この年にはさらに、京都府が市街区への遺体埋葬を禁止したため、葬祭を目的とした施設である靈明社は存続が危ぶまれ、明治十年（一八七七）になって次のように伺いを出した。

山城国宇治郡第一区清閑寺村靈山

村上都平

一当山神道葬墓地之儀私祖父村上日向目と申者文化六年中靈山正法寺境内二内地所千坪代銀二貫目を以永世受持神葬祭執行仕其後嘉永年中同山内二而九百坪代金十三円を以永世受持右二ヶ所において神道葬祭執行仕来候処慶応四年弁事官において右地所除地被仰付神道葬祭仕来候其後明治五年九月御府より地所御檢分之時墓地之儀者従前之通除地被 仰是迄通り神葬祭執行仕来候処明治八年市街区城内寺院埋葬御差止相成候砌当山之儀市街江附属相成居候ニ付奉伺候処埋葬不相成段御指令奉畏候今般市街相離れ更ニ郷村ニ被 仰出候ニ付而者前書文化年中より墓地ニ相成居候地所山上ニ而清閑寺村村内ニ相成嘉永年中受持候地所者山麓ニ而市街江附属罷在候右山上村地ニ有之候従前墓死

体埋葬致有之候場所限り明治八年迄仕来候通旧各藩招魂場之地相除ケ神葬祭仕候而宜敷哉乍恐此段奉伺候以上

明治十年六月廿三日

村上都平

京都府知事榎村正直殿

（靈明神社文書D-12（8）「慶応四年記録初秋改」）

これは、往生院から受け持った土地は市街区にあたるので遺体の埋葬をしないのは当然のことだが、山上にある清林庵から受け持った土地は清閑寺村の村地であるから、招魂場の場所は除くとして、その他の部分に関しては従来通り埋葬を行ってもよいか、と府に問うたものである。残念ながらこれは許可されず、明治十六年（一八八三）に新しく神葬祭を行う土地を購入した。

明治十年八月（一八七七）から靈明社招魂場掃除が仰せ付けられ、靈明社は人足賃を上げて当時の京都府知事榎村正直に差し出している。この頃から靈明社は神葬祭を行いながらも、招魂社の管理者としての役割を持つようにもなり、十津川郷士の墓の掃除なども、十津川村の委託を受けて行っている。

そして明治十年十一月、都平は京都府に出頭を命じられ、次の書下げを下された。

靈明社

今般現在境内除之一般上知被仰出候ニ付其社現在境内図面一

枚下ケ渡シ候条其旨可相心得事

京都府

明治十年十一月

外ニ靈明社地現在境内図面一枚 但シ社地現境十四坪

二合九勺也

(靈明神社文書D-2 (8)「慶応四年記録初秋改」)

こうして靈明社は、境内地として十四坪二合九勺を残して上知されることとなった。この後、明治二十六年(一八九三)になって、上知になった後の墓地に適当な管理者もいないので荒れ放題に荒れて、追祭もできないので、四代目村上歳太郎に墓地を管理させたいという願いを、靈山墓地の由緒と凶面とを添えて遺族が提出し、それが聞き届けられるまで靈山墓地は靈明社の手を離れることとなった。

おわりに

以上のように靈明社は、船越清蔵の招魂の塚を建てたこと、明治元年五月の二通の太政官布告の二つを画期として、創設から文久二年までは神葬祭施設、文久二年秋から明治維新までは勤王の志士の墓所、そして明治維新後の招魂社と、性質を変化させていった。

靈明社はそもそも、仏葬がさかんであった時代に神葬祭をおこなうことを志した、神葬祭運動の中で生まれた施設であった。それが幕末の政争の中で多数の死者が京都で出て、それらの死者の墓地として靈明社が選ばれた。門人の少なかった靈明社でも、志士の墓地となり、招魂を行う場を提供することに存在意義の一部を見出していた。

明治維新後、志士の埋葬地として知られていた東山靈山は、太政官布告によって幕末の国事殉難者と戊辰戦争以後の戦死者の祭祀場に選ばれた。それによって靈明社墓地に藩士の墓を持つ藩をはじめとして、いくつかの招魂社が建設された。神葬祭だけでは経営の難しかった

た靈明社は、招魂との関わりを強調することによって生き残りを図ったが、東京招魂社建設によって京都における招魂社は意義を失い、結局は墓地面すべてが上知されて、それに伴い招魂社との関係も絶たれることとなったのである。

注

- (1) 小林健三・照沼好文『招魂社成立史の研究』錦正社 昭和四十四年
- (2) 村上重良『慰霊と招魂―靖国の思想―』岩波新書 一九七四年
- (3) 加藤隆久『津和野教学の研究』国書刊行会 一九八五年
- (4) 新修京都叢書刊行会『新修京都叢書 第一卷』臨川書店 一九六七年(一)内筆者
- (5) 新修京都叢書刊行会『新修京都叢書 第五卷』臨川書店 一九六八年
- (6) 京都府庁文書 明治四年五十一「庚午閏十月改 時宗書類」
- (7) 京都市立歴史資料館所蔵 靈明神社文書 B-3 (38) / D-2 (8)「慶応四年記録初秋改」
- (8) 京都市立歴史資料館所蔵 靈明神社文書 D-2 (8)「慶応四年記録初秋改」
- (9) 京都市立歴史資料館所蔵 靈明神社文書 D-2 (8)「慶応四年初秋改」
- (10) 福羽はこの後、大谷秀実ら津和野藩士九人と共に京都祇園社境内に小社を建て、「佐禰津武之大臣命(三条実萬)」、「奈理安紀良之大命(徳川斉昭)」以下六十四柱の殉難者の霊を私祭で祀った。この小社は後に幕府の嫌疑を恐れて福羽邸内に移され、維新後東京招魂社に合祀された。ただ、この招魂祭には三代都栄は関らなかつたようである。
- (11) 京都市立歴史資料館所蔵 靈明神社文書 D-2 (8)「慶応四年初秋改 記録」／「太政類典」第一編第四百二十二卷「元年五月 京都府下洛東靈山村山丹波請持地ヲ神道葬祭地トシ地稅ヲ免除ス」・「元年

五月 京都府下洛東靈山村山丹波請持地ヲ神道葬祭地トシ地稅ヲ免
除ス

(12) 京都市立歴史資料館所蔵 靈明神社文書 A-6 (11上) D-2

(8) 「慶応四年初秋改 記録」／「太政類典」第一編第四百十二卷
「元年五月 京都府下洛東靈山村山丹波請持地ヲ神道葬祭地トシ地稅
ヲ免除ス」

(13) 靈明社三代丹波都栄は、慶応四年七月、常陸都平と改名した

(14) 靖国神社編『靖国神社百年史 資料編下』

(15) 京都市立歴史資料館所蔵 靈明神社文書 FI-2 (54) / D-2

(8) 「慶応四年初秋改 記録」

(16) 同様の文言が肥後熊本藩の小祠建設の際にも見られる。

(17) 「太政類典」第二編第二百六十卷「京都東山靈祀ニ官費支給ノ事ニ
付」

(18) 「太政類典」第二編第二百六十卷

〔謝辞〕「靈明神社文書」の翻刻にあたって、常松隆嗣氏、村山弘太郎氏よ
り多大の御助力をいただきました。記して感謝いたします。

(関西大学大学院文学研究科・博士課程前期課程修了)